

議案第10号

小松市教育委員会職員の勤務時間に関する規程の
一部を改正する規程について

小松市教育委員会職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する規程
を次のように制定する。

小松市教育委員会職員の勤務時間に関する規程の
一部を改正する規程

小松市教育委員会職員の勤務時間に関する規程（昭和43年小松市教委
規程第1号）の一部を次のように改正する。

別表ひととのづくり科学館に勤務する職員の項中「統括」を「館長」
に改める。

附 則

この規程は、令和3年5月1日から施行する。

小松市教育委員会職員の勤務時間に関する規程（昭和43年小松市教育委員会規程第1号）新旧対照表

現行	改正後（案）
○小松市教育委員会職員の勤務時間に関する規程 昭和43年3月22日 教委規程第1号 別表(第2条関係) 【別記1 参照】 この表によって、所属長が勤務時間の割り振り及び時限を定める場合には、教育庶務課長に合議のうえ決定するものとする。	○小松市教育委員会職員の勤務時間に関する規程 昭和43年3月22日 教委規程第1号 別表(第2条関係) 【別記1 参照】 この表によって、所属長が勤務時間の割り振り及び時限を定める場合には、教育庶務課長に合議のうえ決定するものとする。

【別記1】

現行

区分	勤務の区分	勤務時間	週休日	休憩時間
ひととものづくり 科学館に勤務する 職員	日勤	1週間あたり38時間45分勤務 とし、その割り振り及び時限 は <u>統括</u> が定める。	月曜日及び4週間につき <u>館 長</u> が別に定める1日以上 の日	勤務時間6時間を超えるときは少なくとも1時間とし て、その時限は <u>統括</u> が定める。

改正後（案）

区分	勤務の区分	勤務時間	週休日	休憩時間
ひととものづくり 科学館に勤務する 職員	日勤	1週間あたり38時間45分勤務 とし、その割り振り及び時限 は <u>館長</u> が定める。	月曜日及び4週間につき <u>統 括</u> が別に定める1日以上 の日	勤務時間6時間を超えるときは少なくとも1時間とし て、その時限は <u>館長</u> が定める。

議案第11号

小松市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する
規程について

小松市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

小松市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する
規程

小松市教育委員会事務決裁規程（平成22年小松市教委規程第1号）の一部を次のように改正する。

別表中「ひともののづくり科学館統括」を「ひともののづくり科学館副館長」に改める。

附 則

この規程は、令和3年5月1日から施行する。

小松市教育委員会事務決裁規程（平成22年小松市教育委員会規程第1号）新旧対照表

現行	改正後（案）
○小松市教育委員会事務決裁規程 平成22年3月29日 教委規程第1号 別表(第9条関係) 【別記1 参照】	○小松市教育委員会事務決裁規程 平成22年3月29日 教委規程第1号 別表(第9条関係) 【別記1 参照】

【別記1】

現行

専決者	専決事項
<u>ひととものづくり科学館統括</u>	(1)～(6) (略)

現行

専決者	専決事項
<u>ひととものづくり科学館副館長</u>	(1)～(6) (略)

議案第12号

小松市教育委員会職員職名規則の一部を改正する
規則について

小松市教育委員会職員職名規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

小松市教育委員会職員職名規則の一部を改正する
規則

小松市教育委員会職員職名規則（昭和45年小松市教委規則第8号）の一部を次のように改正する。

別表事務職員の項職名の欄中「，課長」を「，教育次長（担当部長），課長」に改め，同表技術職員の項職名の欄中「，課長」を「，教育次長（担当部長），課長」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は，令和3年5月1日から施行する。
（小松市教育委員会の組織等に関する規則の一部改正）
- 2 小松市教育委員会の組織等に関する規則（平成22年小松市教委規則第9号）の一部を次のように改正する。
第6条第1項中「教育次長」を「教育次長，教育次長（担当部長）」に改める。
第7条第1項中「教育次長」を「教育次長及び教育次長（担当部長）」に改める。
（小松市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部改正）
- 3 小松市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則（平成22年小松市教委規則第11号）の一部を次のように改正する。
第2条第2項中「教育次長」を「教育次長，教育次長（担当部長）」に改める。

小松市教育委員会職員職名規則（昭和45年小松市教委規則第8号）新旧対照表

現行		改正後（案）	
別表（第3条関係）		別表（第3条関係）	
職員の種類	職名	職員の種類	職名
事務職員	教育次長_____, 課長, 担当課長, 専門官, チームリーダー, 事務長, 所長, 館長, 副館長, 参事, 管理主事, 次長, 主幹, 主査, 事務員	事務職員	教育次長, <u>教育次長（担当部長）</u> , 課長, 担当課長, 専門官, チームリーダー, 事務長, 所長, 館長, 副館長, 参事, 管理主事, 次長, 主幹, 主査, 事務員
技術職員	教育次長_____, 課長, 担当課長, 専門官, チームリーダー, 事務長, 所長, 館長, 副館長, 参事, 管理主事, 次長, 主幹, 主査, 事務員	技術職員	教育次長, <u>教育次長（担当部長）</u> , 課長, 担当課長, 専門官, チームリーダー, 事務長, 所長, 館長, 副館長, 参事, 管理主事, 次長, 主幹, 主査, 事務員
専門職員	（略）	専門職員	（略）
技能職員	（略）	技能職員	（略）
労務職員	（略）	労務職員	（略）

小松市教育委員会の組織等に関する規則（平成22年小松市教委規則第11号）新旧対照表

現行	改正後（案）
（教育次長等の設置） 第6条 事務局に教育次長_____及びシニアマネージャー，課に課長を置く。 （教育次長等の職務） 第7条 教育次長_____は，教育長を補佐し，事務局の事務を整理する。	（教育次長等の設置） 第6条 事務局に教育次長, <u>教育次長（担当部長）</u>及びシニアマネージャー，課に課長を置く。 （教育次長等の職務） 第7条 教育次長<u>及び教育次長（担当部長）</u>は，教育長を補佐し，事務局の事務を整理する。

小松市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則（平成22年小松市教委規則第11号）新旧対照表

現行	改正後（案）
（（補助執行させる事務） 第2条 （略） 2 前項の規定により補助執行させる事務の専決及び代決については、当該事務を行う部長及び課長をそれぞれ小松市教育委員会事務決裁規程(平成22年小松市教育委員会規程第1号)第2条に規定する教育次長_____及び課長等とみなして、同規程の規定を適用するものとする。	（補助執行させる事務） 第2条 （略） 2 前項の規定により補助執行させる事務の専決及び代決については、当該事務を行う部長及び課長をそれぞれ小松市教育委員会事務決裁規程(平成22年小松市教育委員会規程第1号)第2条に規定する教育次長，<u>教育次長（担当部長）</u>及び課長等とみなして、同規程の規定を適用するものとする。

議案第13号

小松市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する
規程について

小松市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

小松市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する
規程

小松市教育委員会事務決裁規程（平成22年小松市教委規程第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「，課長」を「，教育次長（担当部長），課長」に改める。

第2条中第9号を第10号とし，第8号を第9号とし，第7号の次に次の1号を加える。

(8) 教育次長（担当部長） 規則に規定する教育次長（担当部長）をいう。

第5条第3項中「教育次長」を「教育次長又は教育次長（担当部長）」に改める。

第9条第1項中「教育次長」を「教育次長，教育次長（担当部長）」に改める。

第10条第1項中「教育次長」を「教育次長又は教育次長（担当部長）」に改める。

別表教育次長の項専決事項の欄中第3号を次のように改める。

(3) 財務に関する事項

小松市事務決裁規程別表第1 4財務に関する事項の表を準用する。（社会教育に関することを除く。）

この場合において、「主管部長」とあるのは「教育次長」と「合議財政課長」とあるのは「合議教育庶務課長及び財政課長」と読み替え

るものとする。ただし、教育次長の決裁事項を超えるものについては、教育長の決定を経て市長又は専決者の決裁を受けるものとする。別表中教育次長の項の次に次のように加える。

教育次長（担当部長）	(1) 社会教育に関すること。 (2) 財務に関する事項 小松市事務決裁規程別表第1 4 財務 に関 する事項の表を準用する。（社会教育に関 することに限る。） この場合において、「主管部長」とある のは「教育次長（担当部長）」と「合議財 政課長」とあるのは「合議教育庶務課長 及び財政課長」と読み替えるものとする。 ただし、教育次長（担当部長）の決裁事 項を超えるものについては、教育次長及 び教育長の決定を経て市長又は専決者の 決裁を受けるものとする。
------------	--

附 則

この規程は、令和3年5月1日から施行する。

小松市教育委員会事務決裁規程（平成22年小松市教育委員会規則第1号）新旧対照表

現行	改正後（案）
（用語の定義） 第2条 （略） (1) 決裁 教育長又は専決者(事務局の教育次長、<u>課長</u>及び学校以外の教育機関(教育機関に類するものを含む。以下「教育機関等」という。)の長をいう。以下同じ。)がその権限に属する事務に関し、意思の決定(以下「決定」という。)を行うことをいう。 (2)～(7) （略） (8) <u>課長等 第6号に規定する課等の長をいう。</u> <u>(9)</u> 参事 規則に規定する参事及び教育機関等におけるこれに相当する職をいう。 （代決） 第5条 （略） 2 （略） 3 教育次長_____が不在又は欠けたときは、主管課長等がその事務を代決する。 （専決事項） 第9条 教育次長_____及び課長等の専決事項は、おおむね別表のとおりとする。 （準用） 第10条 小松市事務決裁規程(昭和50年小松市規程第2号)別表第1の規定は、教育委員会の共通決定事項について準用する。この場合において、前条で規定されている事項を除き「市長」とあるのは「教育委員会」と「副市長」とあるのは「教育長」と「主管部長」とあるのは「教育次長_____」と読み替えるものとする。	（用語の定義） 第2条 （略） (1) 決裁 教育長又は専決者(事務局の教育次長、<u>教育次長（担当部長）</u>、<u>課長</u>及び学校以外の教育機関(教育機関に類するものを含む。以下「教育機関等」という。)の長をいう。以下同じ。)がその権限に属する事務に関し、意思の決定(以下「決定」という。)を行うことをいう。 (2)～(7) （略） (8) <u>教育次長（担当部長） 規則に規定する教育次長（担当部長）をいう。</u> <u>(9)</u> 課長等 第6号に規定する課等の長をいう。 <u>(10)</u> 参事 規則に規定する参事及び教育機関等におけるこれに相当する職をいう。 （代決） 第5条 （略） 2 （略） 3 <u>教育次長又は教育次長（担当部長）</u>が不在又は欠けたときは、主管課長等がその事務を代決する。 （専決事項） 第9条 <u>教育次長、教育次長（担当部長）</u>及び課長等の専決事項は、おおむね別表のとおりとする。 （準用） 第10条 小松市事務決裁規程(昭和50年小松市規程第2号)別表第1の規定は、教育委員会の共通決定事項について準用する。この場合において、前条で規定されている事項を除き「市長」とあるのは「教育委員会」と「副市長」とあるのは「教育長」と「主管部長」とあるのは「<u>教育次長又は教育次長（担当部長）</u>」と読み替えるものとする。

別表（第9条関係）

専決者	専決事項
教育次長	(1)・(2) (略) (3) 財務に関する事項 小松市事務決裁規程別表第1 4財務に関する事項の表を準用する。_____ この場合において、「主管部長」とあるのは「教育次長」と「合議財政課長」とあるのは「合議教育庶務課長及び財政課長」と読み替えるものとする。ただし、教育次長の決裁事項を超えるものについては、教育長の決定を経て市長又は専決者の決裁を受けるものとする。

別表（第9条関係）

専決者	専決事項
教育次長	(1)・(2) (略) (3) 財務に関する事項 小松市事務決裁規程別表第1 4財務に関する事項の表を準用する。<u>（社会教育に関することを除く。）</u> この場合において、「主管部長」とあるのは「教育次長」と「合議財政課長」とあるのは「合議教育庶務課長及び財政課長」と読み替えるものとする。ただし、教育次長の決裁事項を超えるものについては、教育長の決定を経て市長又は専決者の決裁を受けるものとする。
教育次長（担当部長）	(1) <u>社会教育に関すること。</u> (2) <u>財務に関する事項</u> 小松市事務決裁規程別表第1 4財務に関する事項の表を準用する。<u>（社会教育に関することに限る。）</u> この場合において、「主管部長」とあるのは「教育次長（担当部長）」と「合議財政課長」とあるのは「合議教育庶務課長及び財政課長」と読み替えるものとする。ただし、教育次長（担当部長）の決裁事項を超えるものについては、教育次長及び教育長の決定を経て市長又は専決者の決裁を受けるものとする。

議案第14号

小松市未来教育推進基金条例の一部を 改正する条例について

小松市未来教育推進基金条例（昭和55年小松市条例第22号）の一部を改正する条例を次のように制定する。

小松市未来教育推進基金条例の一部を改正する条例

第1条中「，外国語教育をはじめ」を「，外国語教育及びICT教育を強化し」に改める。

附 則

この条例は，公布の日から施行する。

小松市未来教育推進基金条例（昭和55年小松市条例第22号）新旧対照表

現行	改正後（案）
（設置） 第1条 科学教育，<u>外国語教育</u> <u>をはじめ</u>，地域と世界で活躍する人間性豊かな人材を育成する教育を推進するため，小松市未来教育推進基金(以下「基金」という。)を設置する。	（設置） 第1条 科学教育，<u>外国語教育及びICT教育を強化し</u>，地域と世界で活躍する人間性豊かな人材を育成する教育を推進するため，小松市未来教育推進基金(以下「基金」という。)を設置する。

新型コロナウイルス感染症への対応について

石川県が「まん延防止等重点措置」の適用となり「石川緊急事態宣言」及び小松市の「緊急行動期間」が6月13日まで延長されたことにより、教育委員会では、次の対応により新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に努めます。

【学校行事】

- ・小中学校の春の遠足は、行先を小松市内及び県内施設とし、「石川緊急事態宣言」中は控える。
- ・修学旅行(市立高等学校)については、6月から12月に延期する。

【部活動】

- ・市内外を問わず、他校との練習試合や発表会、合同練習は行わない。

【学校体育施設開放事業】

- ・練習試合・合同練習は行わないこと、施設利用については、21時までとする。

【学校環境整備】

- ・換気の状態を確認するため、二酸化炭素濃度計の配置
小・中・高等学校…全ての普通教室及び職員室
放課後児童クラブ…全てのクラブ
- ・感染予防のため、衛生環境改善(トイレの洋式化)
4/24 稚松小学校(24ヶ所)完了
～5月末 芦城中学校(34ヶ所)、松陽中学校(27ヶ所)完了予定

【教育委員会所管施設】

- ・図書館、南部図書館…時短
平日(10:00～19:00)、土日祝日(9:00～17:00) ⇒ (10:00～17:00)
- ・空とこども絵本館…時短
平日、土日祝日(9:00～17:00) ⇒ (10:00～17:00)
- ・ひとものづくり科学館…一部休館、一部時短
ワンダーランド、3Dシアター…休館
わくわくホール…時短(9:30～18:00 ⇒ 9:30～17:00)

寄附受納について

本市の学校教育における情報教育充実のため、下記のとおり寄附がありました。

記

◆寄附者／小松ライオンズクラブ 会長 山内 勇 様

１．受 納 日

令和３年５月６日（木）

２．寄 附 物 品

短焦点型プロジェクター ワイド１台

３．記念品贈呈及び感謝状贈呈式

令和３年５月６日（木）１２時１５分

小松商工会議所において開催された、「小松ライオンズクラブ 第
１５００回記念例会」にて、記念品を贈呈いただきましたので、感
謝状を贈呈いたしました。

令和3年度 小松市教育委員会 研究指定校等について

R3研究継続校（R2より3年指定）

(県) 道徳教育推進事業 - 道徳科の授業づくり -	R2～R4	安宅小学校 安宅中学校
学力向上推進事業 - 国語科授業力向上 -	R2～R4	拠点校：稚松小学校 協力校：苗代小学校 矢田野小学校
学力向上推進事業 - 理科・生活科の授業づくり -	R2～R4	芦城小学校
学力向上推進事業 - 外国語の授業づくり -	R2～R4	英語専科
授業改革推進事業 - 中学校における学校研究の充実 -	R2～R4	拠点校：丸内中学校 協力校：芦城中学校 松陽中学校
「ICTを活用した学びの推進」事業 (教育研究センター)	R2～R4	拠点校：松東みどり学園 協力校：蓮代寺小学校 板津中学校

R3新規研究校（R3より3年指定）

学力向上推進事業 - 算数科授業力向上 -	R3～R5	拠点校：第一小学校 協力校：中海小学校 東陵小学校
--------------------------	-------	---------------------------------

(R3より1年指定)

体力向上推進事業 - 児童の動きづくり，感覚づくり -	R3	安宅小学校
--------------------------------	----	-------

その他（県関係等）

・石川県統計グラフ作成協力校	H31～R4	板津中学校 ※令和2年度中止 指定期間一年間追加
・N I E研究校	H31～R2	松陽中学校
・愛鳥モデル校	R3～R5	木場小学校
・学校安全総合支援事業（災害安全）	R3	能美小学校・荒屋小学校
・学校安全総合支援事業 (交通安全・生活安全)	R3	南部中学校
・地域交流による高等学校活性化事業	R3	串小学校・御幸中学校
・体力アップ1校1プラン発表校	R3	月津小学校
・武道等指導充実・資質向上支援事業	R3	安宅中学校・板津中学校
・オリンピック・パラリンピック教育推進事業	R3	松東みどり学園

令和3年度 小松市立小・中・高等学校及び義務教育学校運動会日程

<R03.4.13 時点の予定日です>

校名	予定日	雨天予備	校名	予定日	雨天予備
芦城小	9月18日(土)	19日(日)20日(月・祝) 21日(火)	那谷小	9月25日(土)	26日(日)27日(月)
稚松小	9月18日(土)	19日(日)20日(月・祝) 21日(火)	国府小	10月2日(土)	3日(日)4日(月) 6日(水)
安宅小	9月18日(土)	19日(日)20日(月・祝) 21日(火)	中海小	9月28日(火)	29日(水)30日(木) 10月1日(金)
犬丸小	9月18日(土)	19日(日)20日(月・祝) 22日(水)	東陵小	10月9日(土)	10日(日)11日(月)
荒屋小	10月20日(水)	22日(金)25日(月) 26日(火)	能美小	10月9日(土)	10日(日)11日(月) 12日(火)
第一小	9月18日(土)	19日(日)20日(月・祝) 21日(火)	芦城中	9月29日(水)	30日(木) 10月1日(金)
苗代小	9月18日(土)	19日(日)20日(月・祝) 21日(火)	丸内中	9月8日(水)	9日(木)10日(金) 13日(月)
蓮代寺小	9月23日(木・祝)	25日(土)26日(日) 10月2日(土)	松陽中	9月8日(水)	※こまつドーム開催
向本折小	9月11日(土)	12日(日)13日(月) 14日(火)	御幸中	9月16日(木)	17日(金)
今江小	9月18日(土)	19日(日)22日(水)	南部中	9月10日(金)	※こまつドーム開催
串小	10月9日(土)	10日(日)11日(月) 12日(火)	国府中	7月8日(木)	9日(金)
日末小	10月9日(土)	10日(日)11日(月) 12日(火)	中海中	10月7日(木)	8日(金)
符津小	9月18日(土)	19日(日)21日(火)	安宅中	9月4日(土)	6日(月)
栗津小	9月11日(土)	13日(月)14日(火) 15日(水)	板津中	9月9日(木)	10日(金)13日(月)
木場小	9月18日(土)	19日(日)20日(月・祝) 21日(火)	松東みどり 学園	9月11日(土)	12日(日)13日(月) 14日(火)
矢田野小	9月18日(土)	20日(月・祝)21日(火)	市立高校	9月1日(水)	2日(木)
月津小	9月25日(土)	26日(日)27日(月) 28日(火)			

子供歌舞伎「勸進帳」発表会について

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、5月4日・5日に開催予定であった「第22回+日本こども歌舞伎まつり in 小松」は中止となったが、出演者の保護者向けの発表会として上演を行った。

1. 日時

令和3年5月3日（月祝）

第1部 11:00～ 第2部 14:00～

2. 場所

こまつ芸術劇場うらら 大ホール

3. 来場者

約380名（第1部 約140名 第2部 約240名）

4. 感染対策

- 飛沫感染防止用アクリルパネル設置、長唄・囃子方のマスク着用
- 楽屋・舞台、観客席とのゾーンニング
- 来場者の把握、検温、手指消毒、ソーシャルディスタンスの確保（座席配置）

5. その他

ライブ配信の実施（You tube） 6ヶ月間視聴可能

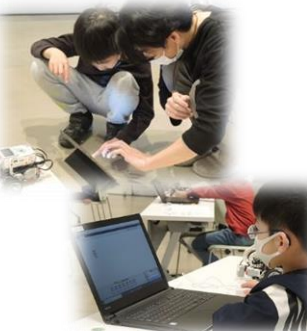
■表彰

4月2日(金) 13:30～ 50人 わくわくホール	令和2年度サイエンスヒルズこまつ科学賞 贈呈式 ・選考経過報告 ・受賞者 ポラリス賞1名 チャレンジ賞1名と1グループ ホープ賞10名 サイエンス功労賞1団体 ・受賞者研究発表	
-------------------------------------	---	---

■イベント等

4月24日(土) ～5月9日(日) 9:30～12:00 13:30～17:00 657人(4月) わくわくホール ミラクルラボ等	「まわるまわる科学展」 ○「回転すること」で体験できる展示が集合！ ○面白い科学にふれてみよう！ 回転することで起こる様々な不思議を見たり、感じたりする展示を開催した。「くるりんぱ」の特別上映も行った。 科学展連動体験教室も開催し、回ることを視点に科学を捉える場を設定した。 ・「7分以上回るこまのひみつ」3日、11日、25日 ・「クリスタルモビールを作ろう」11日、25日 ・「手回しビー玉階段のぼりを作ろう」29日	
---	---	---

■体験教室等

4月4日(日) ①10:00～11:30 ②13:30～14:40 ミラクルラボ 18人	金銀銅の不思議を探る 「金偽金銀白金判別カードを作ろう」講師 四ヶ浦 弘氏 金や銀などを薄く延ばした箔を、ラミネート加工して標本を作る体験教室が開催された。 講師の四ヶ浦氏に金属の特徴を教えてもらい、見た目が似ている金属を見分ける実験を見せてもらった。金、銀、白金、真ちゅうの四種類の箔を一枚のラミネートに加工し、カード状の標本にして持ち帰った。	
初級4月17・18日 中級4月17・18日 上級4月10・24日 ①10:00～11:30 ②13:30～14:40 わくわくホール 176人	初級 中級 上級 レゴプログラミング体験教室 ・初級(小学2年生とその保護者) iPad・レゴEV3を使ってプログラミングを体験 ・中級(小学3、4年生) パソコン・レゴEV3を使って簡単な組み立てプログラミングを体験 ・上級(小学5年生以上) パソコン・レゴEV3を使ってスクラッチでプログラミングを学習	

体験教室 35回 こまつ市民大学1講座 3Dスタジオ 毎月第1土曜と5/26、6/19は17:30からの上映追

■ 今後の予定

4月24日～5月9日	GW企画「まわるまわる科学展」	
4月3日～7月3日	「ガラスでモザイクアート作品を作ろう」(全4回講座)	
5月22日～8月23日	小松の石文化を学ぶ「珠玉の科学」(全5回講座)	

小松市立高校 令和2年度卒業生進路状況について

◆卒業生の進路先

進路先	人数（人）
国立大学	7
公立大学	8
私立大学	81
短期大学	23
県内専門学校	37
県外専門学校	11
大学校・公共職能	1
就職（公務員）	1
就職（一般企業）	6
浪人	1
その他	11
合 計	187

◆看護系大学・看護系専門学校への進学状況

進学先	人数（人）
大学	2
専門学校	12
合 計	14

◆芸術コースの進路状況

進路先	人数（人）
大学	13
（うち音楽系学科）	(2)
（うち美術系学科）	(5)
短期大学	5
（うち音楽系学科）	(2)
（うち美術系学科）	(0)
専門学校	8
就職	2
浪人・その他	2
合 計	30

KOMATSU
ICHIRITSU
WIND ORCHESTRA



小松市立
高等学校
吹奏楽部

関連公式 SNS



本公演

2021 年 6 月 5 日 (土)
小松市公会堂

動画配信

7 月以降予定
小松市立高等学校
定期演奏会チャンネル

定期演奏会 40th

ラ・フォルム
・ドゥ・シャク・アムール・
シヨージュ・コム・ル・
カレイドスコープ

ドリルステージ

<ミス・サイゴン>

第40回定期演奏会の模様を “小松市立高等学校定期演奏会チャンネル” にて配信！

本校吹奏楽部は新型コロナウイルス感染予防対策を実施した上で、第40回定期演奏会を開催する運びとなりました。しかしながら、現在策定されておりますガイドラインの入場制限のため、関係者限定の演奏会になります。そこで、より多くの方々に当部の演奏を聴いていただきたく、YouTubeにチャンネルを開設し、動画配信いたします！定期演奏会の様子がなんとフルで見ることができ、ご自宅で安心してご鑑賞いただけます。ぜひご視聴ください！

「小松市立高等学校定期演奏会」
チャンネルにアクセス！



第39回(2020)の配信アーカイブが視聴可能！

去年9月に行われた第39回定期演奏会の配信アーカイブが視聴できます。
夏のコンクールが中止となった当時の3年生たちにとって、これが最後の演奏となりました。
様々な想いがこもった熱いステージを、ぜひもう一度！

第40回の映像は7月以降アップロード予定！どなたでも視聴可能です。

第40回の映像は、7月以降チャンネルにてアップロード予定です。
当日来られない方も、もう一度じっくり見たい！という方も、ぜひご覧ください。